



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第35号 令和3年9月1日発行

目次

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|-------------------|--------------------|
| 583 | 令和3年度後期技能検定を実施する件 | 産業人材育成センター |
| 584 | 皆伐面積の限度を公表する件 | 農林水産基盤整備局 森林整備課 |

| | | | | | | | | |
|---------|---|-----------------------------------|------|--------|----|---------------|--|---|
| バルコニー施工 | 空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ | 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工 | 単一等級 | 一級及び二級 | 三級 | 令和四年二月六日(日曜日) | | 三級(高等学校等の在校生が受ける場合に限る。) 全職種 四千四百円(三十五歳未満の者が受ける場合にあつては、二千九百円) |
|---------|---|-----------------------------------|------|--------|----|---------------|--|---|

二 受検申請書の提出期間

令和三年十月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)まで。ただし、郵送による場合は、同月十五日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒(A列四番サイズ以上)を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター(電話〇八八 六二二 二三五〇)又は徳島県職業能力開発協会(電話〇八八 六六三 二三一六)に問い合わせること。

徳島県告示第五百八十四号

令和三年十月二日から令和四年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和三年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 単位区域名 | 皆伐面積の限度（ヘクタール） | |
|-------|----------------|-----------|
| | 水源涵養保安林 | 土砂流出防備保安林 |
| 祖谷川 | 七四四・八八 | 五〇・六二 |
| 吉野川中流 | 四九八・九六 | 九五・五七 |
| 貞光川 | 一二六・〇二 | 二三・〇九 |
| 穴吹川 | 一八四・六三 | 六七・一三 |
| 美馬北岸 | 一三〇・五〇 | 六〇・八二 |
| 板野 | 二八五・八六 | 二〇六・三四 |
| 鮎喰川 | 一五一・四八 | 四三・二五 |
| 勝浦川 | 三八九・六八 | 一二・〇五 |
| 那賀 | 一、六一九・五六 | 一二一・三五 |
| 那賀川下流 | 四三・五八 | 六・〇〇 |
| 日和佐川 | 一五一・七〇 | 八・七二 |
| 海部川 | 六四四・七五 | 五七・六六 |
| 計 | 四、九七一・六〇 | 七五二・六〇 |

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
 （「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林

整備課並びに徳島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）